

IV. 大学院在学者・進学者に対する特例

大学院在学者・進学者に対する特例

大学院在学や進学を理由に採用を辞退した者に対し、次年度以降の採用選考試験における特別選考の実施や名簿登載期間の延長など、特例的な措置を講じている県市 ……52県市(前年度45県市)

(52県市の内訳)

- 次年度以降の採用選考試験における一部試験免除 3県市(前年度 1県市)
- 次年度以降の採用選考試験における特別選考 5県市(前年度 6県市)
- 採用候補者名簿登載期間の延長 44県市(前年度38県市)

1 大学院在学者・進学者に対する特例

	特例の有無	大学院在学者・進学者に対する特例			対象となる大学院
		次年度以降の採用 選考試験における 一部試験免除	次年度以降の採用 選考試験における 特別選考	採用候補者名簿の 登載期間の延長・ 採用の延期	
		314ページ 参照	316ページ 参照	319ページ 参照	
1 北海道	○			○	国内及び海外の大学院
2 青森県					
3 岩手県					
4 宮城県	○*			○*	国内の大学院
5 秋田県	○*			○*	国内及び海外の大学院
6 山形県					
7 福島県					
8 茨城県	○			○	国内の大学院
9 栃木県	○*			○*	国内の大学院、教職大学院
10 群馬県	○			○	専修免許状取得可能な大学院
11 埼玉県	○			○	国内の大学院
12 千葉県	○			○	専修免許状取得可能な大学院
13 東京都	○			○	教職大学院
14 神奈川県	○			○	専修免許状取得可能な大学院
15 新潟県	○*	○*			国内の大学院
16 富山県	○			○	専修免許状取得可能な大学院
17 石川県	○*			○*	国内の大学院
18 福井県	○		○		専修免許状取得可能大学院
19 山梨県	○			○	教職大学院
20 長野県					
21 岐阜県	○			○	国内及び海外の大学院
22 静岡県	○			○	国内の大学院、教職大学院
23 愛知県	○		○		国内の大学院
24 三重県	○*			○*	国内の大学院
25 滋賀県	○			○	専修免許状を取得できる大学院
26 京都府	○			○	国内及び海外の大学院
27 大阪府	○		○		国内の大学院
28 兵庫県	○			○	国内の大学院
29 奈良県	○			○	国内の大学院、教職大学院
30 和歌山県	○			○	国内及び海外の大学院
31 鳥取県					
32 島根県	○			○	国内の大学院
33 岡山県	○			○	国内の大学院 岡山大学大学院教育学研究科 教職実践専攻(教職大学院)
34 広島県	○			○	国内及び海外の大学院
35 山口県	○			○	国内の大学院
36 徳島県	○			○	国内の大学院
37 香川県	○			○	国内の大学院
38 愛媛県	○			○	専修免許状取得可能な大学院
39 高知県	○			○	国内の大学院
40 福岡県	○			○	国内及び海外の大学院
41 佐賀県	○			○	国内及び海外の大学院
42 長崎県	○			○	教職大学院
43 熊本県					
44 大分県	○			○	国内及び海外の大学院
45 宮崎県	○			○	国内の大学院
46 鹿児島県					
47 沖縄県					

	大学院在学者・進学者に対する特例				
	特例の有無	次年度以降の採用 選考試験における 一部試験免除	次年度以降の採用 選考試験における 特別選考	採用候補者名簿の 登載期間の延長・ 採用の延期	対象となる大学院
		314ページ 参照	316ページ 参照	319ページ 参照	
48 札幌市	○			○	国内及び海外の大学院
49 仙台市	○*			○*	国内の大学院
50 さいたま市	○			○	国内の大学院
51 千葉市	○			○	専修免許が取得できる大学
52 横浜市					
53 川崎市	○			○	国内の大学院
54 相模原市	○			○	教職大学院、大学院
55 新潟市	○*	○*			国内の大学院
56 静岡市					
57 浜松市					
58 名古屋市	○	○			国内の大学院
59 京都市	○			○	国内の大学院
60 大阪市	*		*		
61 堺市	○		○		国内の大学院
62 神戸市					
63 岡山市	○			○	国内の大学院 岡山大学大学院教育学研究科 教職実践専攻(教職大学院)
64 広島市	○			○	国内及び海外の大学院
65 北九州市					
66 福岡市	○			○	教職大学院のみを対象とする
67 熊本市					
68 豊能地区	○		○		国内の大学院
合計	52 (45)	3 (1)	5 (6)	44 (38)	

(注1) *は前年度から変更のあった県市を表す。

2 ()内は前年度の数値。

(1) 次年度以降の採用選考試験における一部試験免除

新潟県

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする		(具体的に)					
対象となる校種・教科	小・中・高・養・栄		特例を設けた年度	平成	27	年度採用選考から		
資格要件	平成27年度新潟県採用選考検査における第2次検査合格者であって、国内の大学院修士課程(博士(前期)課程及び教職大学院も含む)(以下修士課程という。)進学を理由に採用を辞退した者は、希望により「大学進学者名簿」に登録し、最少修了年限の年の第1次検査を免除する。							
特例の内容	※1 修士課程修了後、博士(後期)課程に進んだ場合は、在学中でも第1次検査を免除する。第1次検査の免除は1回限りとする。※2 第1次検査を免除できるのは、辞退した年と同一の出願種別・教科等を受検する場合に限る。その際、当該教科等の採用予定がない場合は、当該教科等の採用検査が実施されるまでの間、「大学院進学者名簿」の登録を延長する。※3 上記の修士課程進学者で、最少年限で修了できなかった場合には、2次検査に合格していても合格を取り消す。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0
	平成26年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0
	平成27年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0

新潟市

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする		(具体的に)					
対象となる校種・教科	小・中・高・養・栄		特例を設けた年度	平成	27	年度採用選考から		
資格要件	平成27年度新潟県採用選考検査における第2次検査合格者であって、国内の大学院修士課程(博士(前期)課程及び教職大学院も含む)(以下修士課程という。)進学を理由に採用を辞退した者は、希望により「大学進学者名簿」に登録し、最少修了年限の年の第1次検査の全て及び第2次検査の実技検査を免除する。							
特例の内容	※1 修士課程修了後、博士(後期)課程に進んだ場合は、在学中でも第1次検査の全て及び第2次検査の実技検査を免除する。第1次検査の全て及び第2次検査の実技検査の免除は1回限りとする。※2 第1次検査の全て及び第2次検査の実技検査を免除できるのは、辞退した年と同一の出願種別・教科等を受検する場合に限る。その際、当該教科等の採用予定がない場合は、当該教科等の採用検査が実施されるまでの間、「大学院進学者名簿」の登録を延長する。※3 上記の修士課程進学者で、最少年限で修了できなかった場合には、2次検査に合格していても合格を取り消す。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0
	平成26年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0
	平成27年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0

名古屋市

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする							
対象となる校種・教科	小学校・中学校教員	特例を設けた年度	平成	25	年度採用選考から			
資格要件	大学院での修学を理由に、「平成25年度実施名古屋市公立学校教員採用選考試験」において、小学校教員または中学校教員の区分での「合格」を辞退し、次の要件を満たす人。 ・平成27年3月31日までに大学院修士課程を修了見込であること。 ・平成27年3月31日までに「平成25年度実施名古屋市公立学校教員採用選考試験」で「合格」した区分・教科の専修免許状を取得もしくは取得見込みであること。 ・「平成25年度実施名古屋市公立学校教員採用選考試験」で「合格」した選考区分・教科に出願すること。							
特例の内容	選考試験を2次の個人面接のみで実施。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	3						3
	平成26年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	0						0
	平成27年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数		3					3

(2) 次年度以降の採用選考試験における特別選考

福井県

対象となる大学院	専修免許状取得可能大学院	(具体的に)						
対象となる校種・教科	すべての校種・教科	特例を設けた年度	平成 21	年度採用選考から				
資格要件	一般選考の受験資格を満たし、次の①および②のいずれかに該当する者で、大学院修了時に専修免許状を取得見込みの者。 ①平成26年度教員採用選考試験における採用内定者であって、大学院進学を条件に採用内定を辞退した者。②平成26年度教員採用選考試験において平成27年度・28年度大学院修士課程修了時特別選考受験を認められた者。							
特例の内容	・個人面接 ・適性検査 ・レポート により選考する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							3
	平成26年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数		3	4				7
	平成27年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							未定

愛知県

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成 23	年度採用選考から				
資格要件	次のア又はイ又はウの要件を満たす人 ア「平成24年度(23年実施)愛知県公立学校教員採用選考試験」を受験し、選考結果が「合格」で、大学院(教職大学院を含む。)進学を理由として辞退書を提出し採用を辞退した人が、次の①及び②の要件をともに満たし、「平成24年度愛知県公立学校教員採用選考試験」のときと同一の受験区分・教科(科目)で受験する場合は、第2次試験の口述試験(集団討議及び個人面接)での選考とする。 ①平成27年3月31日までに大学院修士課程を修了見込みであること。 ②平成27年4月1日までに、平成24年度愛知県公立学校教員採用選考試験で受験した区分・教科の専修免許状が取得できていること。 イ「平成25年度(24年実施)愛知県公立学校教員採用選考試験」を受験し、選考結果が「合格」で、大学院(教職大学院を含む。)進学又は在学を理由として辞退書を提出し採用を辞退した人が、次の①及び②の要件をともに満たし、「平成25年度愛知県公立学校教員採用選考試験」のときと同一の受験区分・教科(科目)で受験する場合 ①平成27年3月31日までに大学院修士課程を修了見込みであること ②平成27年4月1日までに、平成25年度愛知県公立学校教員採用選考試験で受験した区分・教科の専修免許状が取得できていること。 ウ「平成26年度(25年実施)愛知県公立学校教員採用選考試験」を受験し、選考結果が「合格」で、大学院(教職大学院を含む。)在学を理由として辞退書を提出し採用を辞退した人が、次の①及び②の要件をともに満たし、「平成26年度愛知県公立学校教員採用選考試験」のときと同一の受験区分・教科(科目)で受験する場合 ①平成27年3月31日までに大学院修士課程を修了又は修了見込みであること ②平成27年4月1日までに、平成26年度愛知県公立学校教員採用選考試験で受験した区分・教科の専修免許状が取得できていること。							
特例の内容	上記「資格要件」を満たす場合は、「大学院進学による採用辞退者に対する特別選考」の資格を有するものとする。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	19	9	11	0	0	0	39
	平成26年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	14	11	9	0	0	0	34
	平成27年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	16	2	9	0	0	0	27

大阪府

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	すべての校種教科	特例を設けた年度	平成	20	年度採用選考から			
資格要件	<p>・平成25年度又は平成26年度教員採用選考テストに合格後、大学院進(在)学を理由として申出書を提出し、採用を辞退していること。</p> <p>・平成26年度中に大学院修士課程等を修了すること。</p> <p>・平成27年度4月1日までに平成25年度又は平成26年度教員採用選考テストに合格した校種教科の専修免許状が取得できること。</p>							
特例の内容	翌年度、翌々年度に特別選考を実施する予定。							
(補足事項)	合格した校種教科の専修免許状を取得できる見込みがあること							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	7	8	19				34
	平成26年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	4	9	2				15
	平成27年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0

堺市

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	選考に合格した校種等(教科)に限る	特例を設けた年度	平成	22	年度採用選考から			
資格要件	<p>次の①～③のいずれも満たす人</p> <p>① 選考に合格し、合格した校種等(教科)の専修免許状が取得できる大学院修士課程に平成27年度に進学することを理由に教員採用を辞退したうえで、平成28年度中に同課程を修了すること。</p> <p>※ 1年で同課程を修了する場合は、平成27年度中に同課程を修了すること。</p> <p>② ①の採用辞退の時点で、2年で同課程を修了する場合は、平成29年度堺市立学校教員採用選考試験の特別選考を受験する旨を別途指定する様式により申し出ていること。</p> <p>※ 1年で同課程を修了する場合は、平成28年度堺市立学校教員採用選考試験の特別選考を受験する旨を別途指定する様式により申し出ていること。</p> <p>③ 教員採用選考試験に合格した校種等(教科)において、大学院修士課程修了時まで専修免許状(受験案内P.3『1. 募集する校種等(教科)及び採用予定数』に記載する「出願に必要な免許状等」に係るもの)を取得できる見込みがあること。</p>							
特例の内容	面接試験のみ							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	2	1					3
	平成26年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数	4	3					7
	平成27年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0

豊能地区

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	すべての校種・教科	特例を設けた年度	平成	27	年度採用選考から			
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度又は平成26年度教員採用選考テストに合格後、大学院進(在)学を理由として申出書を提出し、採用を辞退していること。 平成26年度中に大学院修士課程等を修了すること。 平成27年度4月1日までに平成25年度又は平成26年度教員採用選考テストに合格した校種教科の専修免許状が取得できること。 							
特例の内容	翌年度に特別選考を実施する予定。							
(補足事項)	合格した校種教科の専修免許状を取得できる見込みがあること。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0
	平成26年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数							0
	平成27年度採用選考において合格したが特例を希望し認められた者の数		2					2

(3)採用候補者名簿の登載期間の延長・採用の延期

北海道

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成 21 年度採用選考から					
資格要件	採用候補者名簿に登録となった者で、国内及び国外にある大学院へ進学する場合							
特例の内容	本人の申出により登録期間を1年間延長							
(補足事項)	平成27年度採用から対象となる大学院を北海道内の教職大学院から国内外の大学院に拡大							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	1	1				3
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

宮城県

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭・栄養教諭	特例を設けた年度	平成 27 年度採用選考から					
資格要件	大学院修了までに、合格した出願区分の校種・教科等の専修免許状を取得すること。							
特例の内容	大学院修士課程1年在籍者は、平成28年度採用予定候補者名簿に登載する。大学院進学予定者は、平成29年度採用予定候補者名簿に登載する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	3	3(中・高1名含む)	3				9

秋田県

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校	特例を設けた年度	平成	27	年度採用選考から			
資格要件	大学院在学中(修士課程1年)の合格者							
特例の内容	平成28年度秋田県公立学校教諭等採用候補者として採用を延期することができる。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

茨城県

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	一般選考で採用する全校種・職種・教科・科目	特例を設けた年度	平成	25	年度採用選考から			
資格要件	採用候補方名簿登載方のうち、次のア～ウの要件を全て満たす方。ア:合格区分・教科ごとの普通免許状を有する方または平成27年3月31日までに取得見込みの方。イ:大学院修了までに合格区分・教科または職の専修免許状を取得すること。ウ:指定された期日までに本人が県教委に名簿登載の猶予を申請し許可を受けた方。							
特例の内容	大学院修士課程1年に在籍する者は平成28年4月1日に名簿登載し、平成27年4月1日から進学する者は平成29年4月1日に名簿登載する。							
(補足事項)	いずれの場合も名簿登載の有効期間は、名簿登載の日から1年間とする。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	2	4	4	0	0	0	10
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	6	13	8	3	0	0	30
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

栃木県

対象となる大学院	その他	(具体的に)	大学院在学者は、国内すべての大学院(教職大学院も含む)。教職大学院。					
対象となる校種・教科	全校種、教科、科目	特例を設けた年度	平成	27	年度採用選考から			
資格要件	大学院在学者(教職大学院も含む) ア 平成27年度栃木県公立学校教員採用試験に合格した者が、引き続き大学院での修学を希望する場合。 イ 国内の大学院において修学中であり、すでに応募校種・教科の免許を取得している者で、平成28年3月31日までに大学院修士課程等を修了し、合格した校種・教科の専修免許が取得できること。 教職大学院進学者 ア 平成27年度栃木県公立学校教員採用試験に合格した者が、教職大学院進学を希望する場合。 イ 平成29年3月31日までに教職大学院の教職修士(専門職)を取得し、合格した校種・教科の専修免許が取得できること。							
特例の内容	大学院在学者(教職大学院も含む) 合格の有効期間を平成28年3月31日までとする。(1年間) 教職大学院進学者 合格の有効期間を平成29年3月31日までとする。(2年間)							
(補足事項)	平成27年度栃木県公立学校教員採用試験に合格後、採用延期願を提出。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

群馬県

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小・中学校・高等学校・特別支援学校・養護教員	特例を設けた年度	平成	22	年度採用選考から			
資格要件	第2次選考試験に合格した人で、国内の大学院に進学する人、又は国内の大学院に在学中の人 大学院修了時に専修免許状を取得すること							
特例の内容	採用期間を延長できる(最大2年間)							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	5	7	6	1	0		19
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	8	10	9	2	0		29
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

埼玉県

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小、中、高、特別支援、養護、栄養	特例を設けた年度	平成	22	年度採用選考から			
資格要件	専修免許状を取得できる国内の大学院修士課程に平成26年度進学した者、もしくは平成26年12月末日までに平成27年度進学することが決定している者。							
特例の内容	平成26年度大学院に進学した者は1年間、平成27年度進学する者は2年間、採用候補者名簿への登載を猶予する。							
(補足事項)	ただし、猶予期間終了までに大学院修士課程を修了しなかった場合、又は採用選考試験で合格した志願区分・教科(科目)の専修免許状を取得できなかった場合は名簿登載しない。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	7	4	9		0	0	20
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	5	7	22		1	0	35
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

千葉県

対象となる大学院	その他	(具体的に)	専修免許状が取得できる大学					
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成 24 年度採用選考から					
資格要件	合格者のうち、各相当の普通免許状を有する大学院修士課程1年生、または、各相当の普通免許状を有する者で平成27年4月から大学院修士課程に進学予定者 ※ 名簿登載猶予期間中に、各相当の専修免許状を取得することが条件							
特例の内容	合格者のうち、各相当の普通免許状を有する大学院修士課程1年生の者は、平成28年4月1日に名簿登載、また、各相当の普通免許状を有する方で平成27年4月から大学院修士課程に進学する者は、平成29年4月1日に名簿登載 ※ 名簿登載猶予期間中に、各相当の専修免許状を取得することが条件							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	5	5	9	2	1		22
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	3	5	6	2			16
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

東京都

対象となる大学院	教職大学院のみを対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成	20	年度採用選考から			
資格要件	教職大学院への進学を希望する者で受験校種教科の専修免許状取得のために進学する者							
特例の内容	名簿登載期間の延長							
(補足事項)	23年度採用選考から東京都と連携する教職大学院以外の教職大学院まで範囲を広げた。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	9	9					18
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							13
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

神奈川県

対象となる大学院	その他	(具体的に)	専修免許状取得可能な大学院					
対象となる校種・教科	全校種等・教科	特例を設けた年度	平成 21 年度採用選考から					
資格要件	採用期日延長の主な条件は、次のとおり ア 延長期間の上限は、大学院への進学者は2年間、大学院の修学継続者は1年間 イ 受験校種等・教科に関する教員免許状を平成27年3月31日までに取得していること ウ 大学院への進学又は修学継続により、受験校種等・教科に関する教員専修免許状を取得すること							
特例の内容	採用候補者名簿登載者が、大学院への進学(下記※の条件あり)のため又は大学院在学者が修学継続のため、平成27年4月の採用を辞退し、大学院の課程修了後の採用を希望する場合は、本人が神奈川県教育委員会にその旨の申出を行い、許可を受けた場合に限り採用期日を延長できる。							
(補足事項)	※進学のために採用期日が延長可能な大学院:教職大学院又は文部科学省令大学院設置基準に基づく専門分野が「教育学・保育学関係」の専攻科の通学制大学院							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	3	4	6				13
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	2		8				10
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

富山県

対象となる大学院	その他	(具体的に)	専修免許状取得可能な大学院					
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	25	年度採用選考から			
資格要件	受検種目・受検教科(科目)の教諭普通免許状を所有するか、平成27年3月31日までに取得見込みであり、次の①、②のいずれかに該当する者。①平成26年12月31日までに大学院への進学が決まっている者で、受検種目・受検教科(科目)の専修免許状を平成29年3月31日までに取得できる者。②平成26年度に大学院修学中の者で、受検種目・受検教科(科目)の専修免許状を平成28年3月31日までに取得できる者。							
特例の内容	大学院進学希望者または大学院修学継続希望者で任用候補者名簿に登録された者が、大学院での修学を希望する場合、専修免許状の取得を条件に、任用候補者名簿登録期間を延長する。その延長期間は、平成26年度に大学院で修学中の者は1年間、平成27年度に大学院に進学する者は2年間とする。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	1	11					12
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	4	10					14
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

石川県

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校、中学校及び高等学校・全教科	特例を設けた年度	平成	27	年度採用選考から			
資格要件	平成26年度大学院修士課程在学1年目及び教職大学院専門職学位課程在学1年目の者が、大学院修了後の採用を希望し、下記の①から④をすべて満たす場合 ①志願書の「大学院修学継続による採用延期希望」の欄に○印をつけ、志願時に採用延期希望の意思表示をしていること。 ②採用候補者としての結果通知に同封する「大学院修学継続による採用延期願」と、大学院の「在学証明書」を提出すること。 ③受験した受験区分・教科(分野)の教育職員免許状を平成27年3月31日までに取得すること。 ④受験した受験区分・教科(分野)の教育職員専修免許状を平成28年3月31日までに取得すること。							
特例の内容	採用候補者名簿への登録期間を平成28年4月1日まで延長する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数		高に含む	2				2

山梨県

対象となる大学院	教職大学院のみを対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	すべての校種・教科	特例を設けた年度	平成	25	年度採用選考から			
資格要件								
特例の内容	教職大学院課程修了後の採用を希望する採用候補者名簿搭載者は、本人が山梨県教育委員会にその申し出を行い許可を受けた者に限り、名簿登載期間を1年間延長できるものとする。また、この申請ができる回数は、教職大学院進学予定者は2回まで、教職大学院1年生は1回までとし、任用にあたっては、教職大学院を修了し、合格した志願区分の校種・教科の専修免許状が取得できることを条件とする。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	2	0	0	0	0	0	2
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	2	1	0	0	0	0	3
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

岐阜県

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の各教諭	特例を設けた年度	平成	23	年度採用選考から			
資格要件	2次選考試験に合格し名簿登載された者で、大学院に進学する者や大学院在学中の者							
特例の内容	名簿登載期間を1年間延長して採用する。大学院に進学する者については、さらに1年間の再延長も可能。ただし、大学院を修了した場合のみ採用する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	6	10	10	1	0	0	27
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	6	6	7	0	0	0	19
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

静岡県①

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科科目、養護教員	特例を設けた年度	平成	21	年度採用選考から			
資格要件	既に該当校種・教科の免許を取得済みである大学院修士課程1年生が二次選考試験に合格した場合、名簿登載期間の延長願を提出する。							
特例の内容	名簿登載期間を1年間延長する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	1	5	5	1	0		12
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	6	1	4	1	0		12
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

静岡県②

対象となる大学院	教職大学院のみを対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科科目、養護教員	特例を設けた年度	平成	24	年度採用選考から			
資格要件	平成26年度静岡県公立学校教員採用第二次選考試験に合格した者が教職大学院進学を希望した場合、名簿登載期間の延長願を提出する。							
特例の内容	名簿登載期間を2年間延長する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	1	0	1	0	0		2
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	0	0	0	0	0		0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

三重県

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・養護教諭・栄養教諭	特例を設けた年度	平成	23	年度採用選考から			
資格要件	大学院在学中かつ第2次選考試験合格							
特例の内容	第2次選考試験に合格した人が大学院在学中で、修学継続のため課程修了後の採用を希望する場合は、本人の申出により採用期日の範囲内で採用を留保します。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	5	4	4				13
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	2	1	3				6
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

滋賀県

対象となる大学院	その他	(具体的に)	専修免許状を取得できる大学院					
対象となる校種・教科	小・中・高・特支・養教・栄教	特例を設けた年度	平成 26 年度採用選考から					
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度滋賀県公立学校教員採用選考試験に合格後、大学院在学または進学を理由として採用の延期を平成26年11月28日(金)までに申し出ること。 延期期間終了までに大学院修士課程を修了し、専修免許状を取得すること。 							
特例の内容	専修免許状を取得できる大学院修士課程に平成26年度に進学している者、もしくは平成26年11月28日(金)までに平成27年度の進学が決定している者であって、修士課程修了を希望する者に対して、最大2年間、採用を延期する(平成26年度に大学院に進学した者は1年間、平成27年度に進学する者は2年間)。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	2	3	3	4	0	0	12
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

京都府

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科(科目)	特例を設けた年度	平成	21	年度採用選考から			
資格要件	採用候補者名簿登載者で、合格した校種・教科(科目)の専修免許状取得を目的に大学院等に進学する者又は在籍している者							
特例の内容	採用候補者名簿登載期間を最大2年間延長し、専修免許状取得を条件に採用する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	1	4	7	1	0	0	13
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	5	3	6	1	0	0	15
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	-	-	-	-	-	-	0

兵庫県

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	22	年度採用選考から			
資格要件	専修免許状を取得できる大学院修士課程及び教職修士課程に今年度進学した者もしくは来年度進学する者であって、修士課程修了を希望する者							
特例の内容	最大2年間、採用を猶予							
(補足事項)	※平成27年度採用選考において特例を受けた人数:1次試験合格者数のうち特例を希望する者							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	16	11	12	1	0	0	40
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	29	9	15	1	1	1	56
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	39	23	31	1	1	0	95

奈良県

対象となる大学院	その他	(具体的に)		国内の大学院、教職大学院				
対象となる校種・教科	小学校	特例を設けた年度		平成	22	年度採用選考から		
資格要件	専修免許状取得のために大学院又は教職大学院に進学・進級する者							
特例の内容	専修免許状取得のために大学院又は教職大学院に進学・進級する場合、辞退届(様式は自由)と次回(合格した翌年から最大2年以内)受験時のための、大学院特別選考受験の申請書(様式は後日、教職員課のHPに掲載)を提出させ、次回受験時は第1次試験を免除し、第2次試験の個人面接(模擬授業等を含む)のみを受験させる。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	6						6
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	8						8
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

和歌山県

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度		平成	23	年度採用選考から		
資格要件	専修免許状を取得できる大学院修士課程に、平成26年度に在学中の人、平成27年度に進学する人。平成27年度検査に合格後、採用の猶予を申し出ること。猶予期間終了までに大学院修士課程等を修了すること。猶予期間終了までに、平成27年度検査で合格した校種・教科の専修免許状を取得すること。							
特例の内容	平成26年度に在学中の人は最大1年間、平成27年度に進学する人は最大2年間、採用を猶予する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	3	2	4	0	0		9
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	2	5	0	0		8
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

島根県

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全て	特例を設けた年度	平成	25	年度採用選考から			
資格要件	採用候補者名簿登載者のうち、現に大学院に在学中の者で、平成27年4月1日から平成27年3月31日までの間に専修免許状取得見込みの者。							
特例の内容	名簿登載期間内での採用延期を認める。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	1	1	0	0	0	0	2
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	1	0	0	0	0	2
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

岡山県①

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成	21	年度採用選考から			
資格要件	大学院において修学中であり、すでに教諭普通免許状を所有している者で、かつ平成27年度岡山県・岡山市公立学校教員採用候補者選考試験の結果、採用候補者として登録された者が、引き続き大学院での修学を希望する場合。							
特例の内容	採用候補者名簿の登録の有効期間を、平成29年3月31日まで延長する。							
(補足事項)	なし							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	0	3	1	0	0		4
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	1	3	1	1	0	7
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

岡山県②

対象となる大学院	その他	(具体的に)	岡山大学大学院教育学研究科教職実践専攻(教職大学院)のみ					
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成	21	年度採用選考から			
資格要件	平成27年度岡山県・岡山市公立学校教員採用候補者選考試験の結果、採用候補者として登録された者が、岡山大学大学院教育学研究科教職実践専攻(教職大学院)へ進学する場合。							
特例の内容	採用候補者名簿の登録の有効期間を、平成30年3月31日まで延長する。							
(補足事項)	なし							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	0	1	0	0	0		1
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	0	0	0	0	0	1
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

広島県

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	一般選考と同じ	特例を設けた年度	平成	20	年度採用選考から			
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> 採用候補者名簿登載者であること。 出願時に教育職員免許状を取得していること。 本人の希望によること。 教員としての能力及び資質の向上を目的として大学院等に修学する場合であること。 任命権者にその旨の申し出を行い、許可を得た者であること。 							
特例の内容	名簿登載期間の1年間延長。							
(補足事項)	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は、出願時において、受験する職種・校種・教科の教育職員免許状を取得している者とする。 名簿登載期間を延長する期間は1年以内の範囲で認めるものとし、更新を認めない。 大学院等に修学する場合には、国内の大学院に修学する場合のほか、国内大学の研究生又は科目等履修生として学業を継続する場合及び海外の大学又は大学院に修学する場合を含む。ただし、1年間延長した採用年度の4月1日時点で修了していることとする。 							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	6	4	3	1	0		14
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	6	4	3	1	0		14
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	2	10	6	0	0		18

山口県

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	すべての校種・教科等	特例を設けた年度	平成 24 年度採用選考から					
資格要件	①平成27年度採用候補者のうち、大学院進学を理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合。 ・平成29年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。 ・平成29年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。 ②平成27年度採用候補者のうち、大学院1年生であり、引き続き修学することを理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合。 ・平成28年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。 ・平成28年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。							
特例の内容	①平成29年度採用候補者名簿に登載する。 ②平成28年度採用候補者名簿に登載する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	4	1	2	0	0		7
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	3	4	0	0		8
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

徳島県

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校教諭	特例を設けた年度	平成 24 年度採用選考から					
資格要件	国内の大学院進学予定者又は大学院に在籍する者							
特例の内容	採用候補者名簿(A)に登載された場合、名簿登載期間の更新申請を行うことにより、名簿登載の有効期間をさらに1年間延長できる。							
(補足事項)	更新できる回数は、大学院進学予定者は2回まで、大学院に在籍する者は1回とし、任用にあたっては大学院修了を条件とする。 名簿登載期間の更新を認めるのは若干名とする。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	2						2
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1						1
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

香川県

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部	特例を設けた年度	平成	26	年度採用選考から			
資格要件	第2次選考試験の合格者で、かつ専修免許状を取得できる大学院修士課程(教職大学院の修士課程を含む。)において修学中であり、すでに当該普通免許状(受験した校種、教科・科目等のもの)を所有している者							
特例の内容	引き続き大学院修士課程等での修学を希望する場合、1年間の採用猶予を申し出ることができる。							
(補足事項)	第2次選考試験に合格後、大学院修士課程等での修学継続を理由として、採用猶予の申し出を行い、許可を得る必要がある。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	0	0		0			0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

愛媛県

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小・中・高・特支	特例を設けた年度	平成	24	年度採用選考から			
資格要件	第2次選考試験合格者のうち、専修免許状を取得できる大学院修士課程(修士課程に相当する課程を含む。)に在籍しているもの。ただし、平成28年3月31日までに大学院修士課程を修了する見込みの者に限る。							
特例の内容	本人の申し出により、採用を1年間猶予する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	0	1	0	0	0	2
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

高知県

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成	23	年度採用選考から			
資格要件	すでに免許状を取得している。 大学院修士課程在籍中で平成28年3月修了予定の人。 平成27年4月に大学院修士課程に進学を予定する大学生。							
特例の内容	資格要件を満たすものが採用候補者名簿に登録された場合、本人の希望により教員としての能力及び資質の向上を目的として、教育委員会にその旨の申出を行い、許可を得たものに関り名簿登録期間の延長を行うこと。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	0	0	0	0	0	1
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0

福岡県

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全ての校種・教科	特例を設けた年度	平成	23	年度採用選考から			
資格要件	採用候補者名簿登録者のうち、大学院修士課程又は教職大学院専門職学位課程に在籍する者で、受験教科の教員免許状所有者又は平成27年3月31日までに取得見込みの者であり、受験教科の専修免許状を平成28年3月31日までに取得見込みの者							
特例の内容	名簿登録の期間を1年間延長する。							
(補足事項)	名簿登録期間を延長した者について、平成28年3月31日までに受験教科の専修免許状が取得できない場合は、採用候補者名簿から削除する。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	3	2	4				9
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	6	2	1				9
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

佐賀県

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	22	年度採用選考から			
資格要件	(1) 大学院等進学希望者の場合 専修免許状が取得できる大学院等を平成26年度中に受験する者 (2) 大学院等在籍者の場合 試験区分に応じた専修免許状を取得見込みの者							
特例の内容	大学院等進学希望者又は大学院等1年生で採用候補者名簿に登録された者が、教員としての能力及び資質の向上を目的として大学院等での修学を希望する場合、採用候補者名簿登録期間を延長して修学を保障する。必要と認められる者に対して採用候補者名簿登録期間を最大2年間延長し、大学院等の修了及び専修免許取得を条件に採用する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	3	4	4	0	0	0	11
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	2	4	0	0	0	7
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	未定	未定	未定	未定	未定	未定	0

長崎県

対象となる大学院	教職大学院のみを対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	募集する全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	22	年度採用選考から			
資格要件	教職大学院進学予定者又は教職大学院に在学する者が、本県の教員採用選考試験に合格した場合。							
特例の内容	名簿登録期間の更新申請を行い、名簿登録の有効期間をさらに1年間延長する。							
(補足事項)	名簿登録期間の更新は、次年度に書類及び面接により審査し、決定するものとする。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	0	0	0	0	0		0
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	0	1	0	1	0		2
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	未定	未定	未定	未定	未定		0

大分県

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	すべて	特例を設けた年度	平成	24	年度採用選考から			
資格要件	平成27年4月1日以降、大学院修士課程、博士前期課程又は教職大学院(以下「大学院修士課程等」という。)での修学を希望する者							
特例の内容	申請に基づき下記ア又はイのとおり採用時期を延期する。 ア 大学院修士課程等1年に在学し修学を継続する場合は、最大1年間延期する。 イ 平成27年4月1日以降、大学院修士課程等に進学する場合は、最大2年間延期する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	1	3	0	1	0		5
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	0	0	3	0		4
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

宮崎県

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	23	年度採用選考から			
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受験区分に応じた普通免許を取得している者。又は、平成27年3月末日までに取得見込の者。 ○ (1年間の延期の場合)修学継続により、平成28年3月末日までに、受験区分(教科等)の専修免許状を取得する見込の者 ○ (2年間の延期の場合)修学継続により、平成29年3月末日までに、受験区分(教科等)の専修免許状を取得する見込の者 							
特例の内容	採用内定者が、教員としての資質及び能力の向上を目的として大学院の修学継続を希望する場合、本人の申し出により、要件を満たした者には「名簿登載による1年間又は2年間の採用延期」を認める。							
(補足事項)	採用内定者の2年間の延期については、特例を設けた年度は平成27年度採用選考から。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数		1	1				2
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	1					2
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	1						1

札幌市

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	21	年度採用選考から			
資格要件	採用候補者名簿に登録された者で、国内外の大学院へ進学する場合							
特例の内容	登録期間を1年間延長することができる							
(補足事項)	平成27年度(平成26年度実施)より、これまで「北海道内にある教職大学院へ進学する場合」に限っていた登録延長要件を、「国内外の大学院に進学する場合」に拡大した。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	3						3
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	2	1		1			4
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

仙台市

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭・栄養教諭	特例を設けた年度	平成	27	年度採用選考から			
資格要件	大学院修了までに、合格した出願区分の校種・教科等の専修免許状を取得すること。							
特例の内容	大学院修士課程1年在籍者は、平成28年度採用予定候補者名簿に登載する。大学院進学予定者は、平成29年度採用予定候補者名簿に登載する。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数							0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	0	0	0		0	0	0

さいたま市

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小・中・養護・栄養	特例を設けた年度	平成	22	年度採用選考から			
資格要件	合格者のうち、該当する校種、教科の免許状を平成27年3月31日までに取得している大学院修士課程1年生及び大学院修士課程進学予定の大学4年生は、本人の申請に基づくさいたま市教育委員会の許可により、採用候補者名簿への登載を延長できるものとする。その場合、取得期限までに、登載校種の教員専修免許状を取得する必要がある。							
特例の内容	採用候補者名簿登載期間を延長する。 ・大学院修士課程1年生は、専修免許状取得期限を平成28年3月31日までとし、延長期間は1年間。 ・大学院修士課程進学予定の大学4年生は、専修免許状取得期限を平成29年3月31日までとし、延長期間は2年間。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	1				1		2
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	2						2
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

千葉市

対象となる大学院	その他	(具体的に)	専修免許が取得できる大学					
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成 24 年度採用選考から					
資格要件	合格者のうち、各相当の普通免許状を有する大学院修士課程1年生、または、各相当の普通免許状を有する者で平成27年4月から大学院修士課程に進学予定者 ※名簿登載猶予期間中に、各相当の専修免許状を取得することが条件							
特例の内容	合格者のうち、各相当の普通免許状を有する大学院修士課程1年生の者は、平成28年4月1日に名簿登載、また、各相当の普通免許状を有する方で平成26年4月から大学院修士課程に進学する者は、平成29年4月1日に名簿登載 ※名簿登載猶予期間中に、各相当の専修免許状を取得することが条件							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	5	5	9	2	1		22
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	3	5	6	2			16
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

川崎市

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	小学校・中学校・特別支援学校・養護教諭	特例を設けた年度	平成	23	年度採用選考から			
資格要件	・受験校種・職・教科に関する教員普通免許状を平成27年3月31日までに取得していること ・原則として平成27年1月末までに進学先に合格していること ※名簿登載猶予期間中に、大学院を修了することが条件							
特例の内容	大学院進学者は2年間、大学院修学継続者は1年間(修学年限が3年制の場合は2年間)を上限に採用期日の延長を認める							
(補足事項)	採用期日の延長を希望する者は、名簿登載後の意向調査の中でその旨を申し出ることになるため、平成27年度採用選考における実施状況は空欄になっています							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	1	2			1		4
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	1					2
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

相模原市

対象となる大学院	その他	(具体的に)	教職大学院(進学の場合)、大学院(修学継続の場合)					
対象となる校種・教科	全校種等・教科	特例を設けた年度	平成	22	年度採用選考から			
資格要件	受験区分・教科等に関する教員免許状を平成27年3月31日までに取得していること。 教職大学院への進学、又は大学院の修学継続により、受験校種等・教科に関する教員専修免許状を取得すること。							
特例の内容	採用候補者名簿登載者が教職大学院への進学のため、又は大学院在学者が修学継続のため、平成27年4月の採用を辞退し、教職大学院、又は大学院の課程修了後の採用を希望する場合は、本人がその旨の申出を行い、許可を受けた場合に限り採用期日を延期できる。延長できる期間の上限は、教職大学院進学者は2年間、大学院修学継続者は1年間。							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	0	0					0
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	4	0					4
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

京都市

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	募集を行う全区分	特例を設けた年度	平成	20	年度採用選考から			
資格要件	第2次試験に合格し、合格した校種・教科又は職の専修免許状の取得を目指して大学院に進学すること。							
特例の内容	2年間(特に必要がある場合は3年間)採用を猶予し、当該専修免許状の取得を条件として採用する。							
(補足事項)	同様に、第2次試験合格者が、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアの活動に従事する場合に最大2年間採用を猶予する。							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	2	2	0	1	0	0	5
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	0	3	0	1	0	0	4
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

岡山市①

対象となる大学院	国内の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成	21	年度採用選考から			
資格要件	大学院において修学中であり、すでに教諭普通免許状を所有している者で、かつ平成27年度岡山県・岡山市公立学校教員採用候補者選考試験の結果、採用候補者として登録された者が、引き続き大学院での修学を希望する場合。							
特例の内容	採用候補者名簿の登録の有効期間を、平成29年3月31日まで延長する。							
(補足事項)	なし							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	1	0			1		2
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	2	0			0	0	2
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

岡山市②

対象となる大学院	その他	(具体的に)	岡山大学大学院教育学研究科教職実践専攻(教職大学院)のみ					
対象となる校種・教科	全校種・教科	特例を設けた年度	平成	21	年度採用選考から			
資格要件	平成27年度岡山県・岡山市公立学校教員採用候補者選考試験の結果、採用候補者として登録された者が、岡山大学大学院教育学研究科教職実践専攻(教職大学院)へ進学する場合。							
特例の内容	採用候補者名簿の登録の有効期間を、平成30年3月31日まで延長する。							
(補足事項)	なし							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	1	0			0		1
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	0	0			0	0	0
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数							0

広島市

対象となる大学院	国内及び海外の大学院を全て対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	一般選考と同じ	特例を設けた年度	平成	20	年度採用選考から			
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> 採用候補者名簿登載者であること。 出願時に教育職員免許状を取得していること。 本人の希望によること。 教員としての能力及び資質の向上を目的として大学院等に修学する場合であること。 任命権者にその旨の申し出を行い、許可を得た者であること。 							
特例の内容	名簿登載期間の1年間延長。							
(補足事項)	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は、出願時において、受験する職種・校種・教科の教育職員免許状を取得している者とする。 名簿登載期間を延長する期間は1年以内の範囲で認めるものとし、更新を認めない。 大学院等に修学する場合には、国内の大学院に修学する場合のほか、国内大学の研究生又は科目等履修生として学業を継続する場合及び海外の大学又は大学院に修学する場合を含む。ただし、1年間延長した採用年度の4月1日時点で修了していることとする。 							
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	6	4	3	1	0		14
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	6	4	3	1	0		14
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	2	10	6	0	0		18

福岡市

対象となる大学院	教職大学院のみを対象とする	(具体的に)						
対象となる校種・教科	全校種・全教科	特例を設けた年度	平成	23	年度採用選考から			
資格要件	「教職大学院修了者特別選考」の区分Bで合格した人							
特例の内容	平成28年度の採用候補者名簿に登載							
(補足事項)								
実施状況		小	中	高	特支	養教	栄教	合計
	平成25年度採用選考において特例を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0
	平成26年度採用選考において特例を受けた人数	1	0	0	0	0	0	1
	平成27年度採用選考において特例を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0